

(飲料及び殺菌水の引渡し)

第7条 飲料及び殺菌水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により飲料及び殺菌水を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用に係る飲料及び殺菌水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から飲料及び殺菌水の供給並びに相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料35

九州電力送配電株式会社
令和2年12月16日締結

災害復旧に関する覚書

荒尾市(以下「甲」という)と九州電力送配電株式会社 大牟田配電事業所(以下「乙」という)は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部(対策部)が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲	乙
荒尾市 防災安全課	広報班(営業グループ)
TEL: 0968-63-1395	TEL: 0944-53-7073
FAX: 0968-63-1169	FAX: 0944-57-6415
Mail: bouan@city.arao.lg.jp	Mail: fuku_237@kyuden.co.jp
停電状況等 (情報窓口)	復旧班(配電技術グループ)
	TEL: 080-1739-3225
	FAX: 0944-53-7071
	Mail: hisai-oomuta-haiden@kyuden.co.jp
停電復旧 (道路啓開等)	

(注)電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない

3 提供する情報

停電状況、停電復旧、道路啓開等の情報連絡については、電話、ファックス、メールにより行う。

その他情報については、必要に応じて双方で情報連絡を実施する。

(参考)

- 行政区別の停電情報については、九州電力送配電ホームページでも参照可能
- 荒尾市の災害情報については、荒尾市役所ホームページでも参照可能

4 道路啓開

(1) 倒木等時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路において巡回等で交通支障が発生又は発生する恐れがある箇所を発見した場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ただし、大規模な設備被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同程度となった場合、甲は乙に了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

5 復旧作業に関する事項

(1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 施設利用に関するその他事項

- ・乙が停電復旧に伴い乙が使用する車両(他所からの応援)の待機場所が必要な場合は、甲の施設を車両待機場所等として利用できるよう甲と乙で調整する。その他事項についても、別途協議する。

6 協力の範囲について

- ・各項に記載された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

7 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社グッデイ(以下「乙」という。)は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をしたときは、納付書を添え必要数量納入するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合にあって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)、その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償されるものとする。

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

別表(第4条関係)

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における物資供給に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要な物資(以下「物資」という。)の供給等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 荒尾市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 荒尾市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 供給要請対象物資一覧(別紙1)に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認の上、次条に規定する措置を採るものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(費用)

第7条 物資の供給に係る費用(引渡しまでの運賃を含む。以下同じ。)の額は、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の供給については、供給時における適正な価格)を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(運搬及び引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を荒尾市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭又は電話等で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬及び供給するときは、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急通行車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の支払)

第10条 乙は、第8条第2項に規定する引渡し後に物資の供給に係る費用を甲に請求するものとし、甲は、請求を受けたときは速やかに支払いを行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙2)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水(ペットボトル)、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ(大人用・子供用)、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成18年3月29日付けで荒尾市(以下「甲」という。)と熊本県建設業協会荒尾支部(以下「乙」という。)との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定(以下「原協定」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

第3条第4号を次のように改める。

(4)甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

(1)現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2)災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。

(3)道路、河川等の応急復旧工事を行う。

(4)土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。)の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各1通を保有する。

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、熊本県建設業協会荒尾支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市(以下「甲」という。)と熊本県建設業協会荒尾支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

(災害の定義)

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

(1)乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

(2)甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。

(3)甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。

(4)甲は、緊急を要する場合、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

(活動の内容)

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

(1)現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2)災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。

(3)道路、河川等の応急復旧工事を行う。

(4)土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。)の応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員(以下「職員」という。)の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じ
て文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条(1)の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市建設業協会(以下「乙」という。)との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定(以下「原協定」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第1条を次のように改める。

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

第3条第4号を次のように改める。

(4)甲は、緊急を要する場合又は乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

- (1)現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2)災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。
- (3)道路、河川等の応急復旧工事を行う。
- (4)土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。)の応急復旧工事を行う。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の要請は乙又は乙の会員に口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

第8条を次のように改める。

第8条 支援活動において、甲は、第3条第1号の規定により、第4条に規定する活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で規定する損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、荒尾市建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市建設業協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、荒尾市において災害発生のおそれ又は、災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

(災害の定義)

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

(1)乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

(2)甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。

(3)甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。

(4)甲は、緊急を要する場合、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

(活動の内容)

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動及び支援を行う。

(1)現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2)災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。また、状況により、甲に対し災害対応に必要な機材等の貸出し及び資材等の輸送支援を行う。

(3)道路、河川等の応急復旧工事を行う。

(4)土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。)の応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員(以下「職員」という。)の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙又は、乙の会員あてに口頭で要請できるものとし、要請後必要に応じて文書によるものとする。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出勤を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出勤に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動において、甲は、第3条(1)の規定に基づき、第4条に示す活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及びその他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社(以下「乙」という。)は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する発電機、仮設トイレ、バックホーその他レンタル機材(以下「保有機材」という。)の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に要請書を交付するものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に可能な限り優先的に、提供するものとする。

(引渡し)

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用(以下「費用」という。)を負担するものとし、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払)

第6条 乙は、提供した保有機材の費用について甲に請求するものとし、甲は、請求をうけたときは内容を精査確認し、速やかに乙に対してその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 第4条の規定により引渡しをうけた資機材に不具合が発生したときは、乙は速やかに当該資機材の修理又は交換を行い、甲が当該資機材を常時使用できることができるよ

うに努めるものとする。その際の修理代については、その不具合が乙に起因するもののほか、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市市民環境部防災安全課、乙においては太陽建機レンタル株式会社有明支店長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、保有機材の供給等についての情報 交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間はさらに1年間、同一条件をもってその効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

荒尾市と大塚製薬株式会社との健康増進及び災害時における協力に関する包括連携協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と、大塚製薬株式会社(以下「乙」という。)は、市民の健康・地域の活性化及び災害時における協力等に関する取組に関し、次の通り包括連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、市民の健康増進、地域の活性化及び災害時における協力を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力して実施する。

- (1)健康維持・増進及び食育の推進に関すること。
 - (2)災害対策に関すること。
 - (3)熱中症予防など、健康被害の防止に関する取組の推進に関すること。
 - (4)スポーツの振興及び教育の推進に関すること。
 - (5)前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うほか、具体的な実施内容については、甲、乙合意のうえ決定する。

(協議などの書面主義)

第3条 本協定に係る協議、具体的な実施内容等については、原則書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、甲及び乙は、前項に規定する協議、具体的な実施内容等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、すでに行った協議、具体的な実施内容等を書面に記載し、速やかに相手方に交付しなければならない。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める事項を検討し又は実施することにより知り得た秘密情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定の変更又は解除)

第5条 甲及び乙は、相手方が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 本協定について疑義があるとき、又は本協定に定めない事項については、甲、乙協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、署名のうえ、各自その1通を保有する。

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、荒尾市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる荒尾市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、荒尾市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない

場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

災害時における物資輸送等に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と 九州福山通運株式会社大牟田営業所（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

（協定の解除）

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、避難者受入要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式

宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙とが協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも、この協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本カーシェアリング協会(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)時における被災者等(被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。)の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合における市内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合、乙に対し協力を要請するものとする。

(役割等)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲は、第1項の無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、第1項の無償貸与事業についての甲市民への周知に努めるものとする。

4 甲及び乙は、災害が発生していない平時においても第1条の目的に資する備えをお互い可能な範囲で連携し努めるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても同様とする。

(協定内容の変更)

第6条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

災害時等における車両の移動等に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)とエートス協同組合(以下「乙」という。)は、災害時等における車両の移動等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、荒尾市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に円滑な応急対策を行うため、甲が乙に対し、車両の移動等の要請を行う場合の手続き等に関する基本的事項を定め、もって災害時等における被害拡大防止及び甲の区域内道路、避難所等の機能保全並びに災害からの円滑な復旧に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害又はこれらの原因により生ずる被害
- (2) 車両 前号の災害により、自ら移動することができない車両その他物件

(業務内容及び対象区域)

第3条 本協定により甲が乙に要請できる業務内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法第76条の6第3項に基づく車両の移動および保管
- (2) 前号以外の事由により、甲が特に必要と認めた場合における車両の移動および保管
- (3) 前2号に基づく車両の移動を行った際の記録の作成
- (4) 所有者等の検索、及び車両処分等の支援
- (5) 自動車等の貸出
- (6) 防災の啓発(訓練への参加等)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙が本協定による支援協力として行うことが相当と認めたもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務の対象エリアは、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 前項第1号に基づく業務は、甲の区域内道路のうち甲があらかじめ指定する範囲
- (2) 前項第2号に基づく業務は、甲の区域内道路以外の施設のうち甲があらかじめ指定する範囲
- (3) 前各号の他、甲において対処が必要と認める範囲

3 甲及び乙は、別途協議により災害に遭った車両を保管する場所を決定する。決定に際しては、甲は乙に対し候補地の紹介をすることができるものとする。

4 乙は、車両の占有者、所有者又は管理者等からの問い合わせに対応する窓口を設置することができるものとする。

(支援要請)

第4条 甲は、乙に対し前条の業務に関する要請を行うときは、災害時等における車両移動に関する要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

2 前項による支援の要請が前条第1項第1号による場合、甲は関係法令に基づき必要な措置を講じるとともに、乙に対し適切な指示を行わなければならない。

3 前項による支援の要請が前条第1項第2号による場合、甲は車両の移動、移動に係る費用負担、移動に伴い車両に損失が発生した場合の費用負担その他車両の移動に関し必要な事項について、当該車両の占有者、所有者又は管理者からあらかじめ書面により同意を得なければならない。

(要請受諾)

第5条 乙は、前条による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 前項の受諾は、災害時等における車両移動に関する受諾書(第2号様式)により通知するものとする。ただし緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で受諾することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

3 乙は、業務実施にあたっては、甲の指示を遵守し、第三者の権利及び財産を侵害することのないよう特に配慮したうえで、車両の適切な処理に尽力するものとする。

(車両の移動場所)

第6条 乙が車両を移動する際、当該車両が所在する道路又は施設の外に移動す

る必要がある場合には、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙の業務実施にあたり、一時的に甲の施設を使用する必要がある場合には、甲に対し、災害時等における車両移動に関する申出書(第3号様式)により申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で申し出ることができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(報告)

第7条 乙は、甲から業務の実施状況について報告を求められた場合には、速やかに当該状況を報告するものとする。

- 2 乙の業務実施にあたり、その履行が困難な状況が発生した場合には、乙は速やかに甲に対して当該状況を報告するものとし、その場合甲は、乙と協力して当該状況の解消に努めるものとする。
- 3 乙が業務を完了した場合には、甲に対し災害時等における車両移動に関する完了報告書(第4号様式)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない場合は、口頭で報告することができるものとし、事後速やかに書面を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は原則、第3条に基づき乙が行った車両の移動・保管等に関わる費用を負担するものとする。ただし、甲乙間で別途合意した場合は、一定の台数までの車両移動および保管に関わる費用は乙が負担するものとする。合意の台数を超える場合には、その費用負担について、甲乙双方で協議するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲が災害対策基本法その他の関連法令等により乙に本協定に係る費用を支払うことができる場合には、乙は業務に要した費用の全部または一部を甲に請求することができる。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務実施に係る乙の従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。

(損害賠償)

第10条 第3条第1項第1号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合には、災害対策基本法第82条により、甲が補償するものとする。ただし、当該損失が通常生ずべき損失とは認められない場合において、その発生が乙の業務実

施によることが明らかな場合には、乙が負担するものとする。

- 2 第3条第1項第2号に基づく乙の業務実施により、車両に損失が生じた場合の補償については、甲乙と当該車両の占有者、所有者又は管理者との協議により決定する。
- 3 乙の業務実施により、第三者に損害が生じた場合の賠償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、専ら乙にのみ帰責性がある場合は乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、本協定における災害処理の履行上、個人情報（個人情報保護法で保護の対象となる個人情報）を取り扱う場合においては、法令の規定により、受諾した業務に必要な範囲内に利用を制限することとし、その保護に努めなければならない。

本条の規定は、本協定が終了した後であっても効力を有するものとする。

（責任者及び連絡体制）

第12条 本協定の実施に関する責任者は、甲においては市長とし、乙においては理事長とする。

- 2 本協定の実施に関する実務上の窓口は、甲においては防災安全課とし、乙においては組合本部とする。ただし、甲又は乙の組織変更があった場合には後継の組織が引き継ぐものとする。
- 3 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先を災害時等における車両移動に関する連絡先確認書（第5号様式）により定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（訓練等への参加協力）

第13条 甲は、防災訓練又は本協定に関する研修等を実施する際に、乙に参加等協力を依頼することができる。

- 2 乙は、前項の協力依頼があった場合は、乙の通常の営業に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。
- 3 本条に規定する訓練等への協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、協力の内容や程度に応じて、乙は甲へ協議できるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する2か月前までに本協定の解除又は変更について、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後において期間満了した時も同様とする。

(補足)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、別に定める。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、協議のうえ、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第17条 甲又は乙は、必要に応じて本協定の変更を随時申し入れることができる。

2 前項の場合には、変更後の事項を書面にて覚書を甲乙間で締結しない限り、その効力を生じないものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

第2 地区防災計画の作成地区及び概要

	地区名	地区の特性	想定被害	防災上の問題点	主な防災活動
1	普源寺	地区周辺には小中学校や市役所や市民病院があり、利便性が良い。 公民館を拠点とした地域づくり活動が活発だが、高齢化が進み、近年では空き家や空地が増えるなどの問題が発生している。	震度7の地震が発生したら古い家屋が倒壊または地割れで通行困難になる可能性がある	・公民館放送のマイク音が聞こえにくい。 ・防災倉庫がない。	①災害発生時の情報伝達方法の訓練 ②避難の広報と方法の確認訓練 ③独居世帯、介助の必要な人の避難訓練 ④自家発電機、ガス釜及び井戸水の使用訓練 ⑤資機材、備蓄品の一括管理
2	東宮内	東宮内地区は荒尾市の中心部に位置している。 人口は増加傾向にあるが、高齢者が全体の約3分の1を占めており、空地や空き家の管理に問題が出てきています。	松ヶ浦池が決壊したら1班の世帯が浸水する可能性がある。	・住民の防災への関心が薄い。 ・ため池が多い。	①避難行動要支援者の名簿づくりと避難経路の確認 ②防災備蓄の購入による補充・整備 ③自主防災組織の体制表・連絡網の作成・更新 ④消防署と連携した防災訓練（炊き出し、消火、心肺蘇生等） ⑤防災備蓄の貯蓄と倉庫づくり
3	大島町内会 (大島下・大島町3丁目、大島町4丁目)	地区の中心部には国道389号線が通っており、近くには荒尾駅や病院、店舗が揃っているため利便が良い。 町内に四ツ山神社があり、年に2回「こくんどう祭り」が開催され、地域行事も活発である。	・有明海で津波、洪水が発生したら浸水する可能性がある ・震度7の地震が発生したら古い住居やブロック塀等が周辺に落下する危険がある	・大島地域は海抜が低く緊急の避難場所が遠い	①「防災知識の習得」のために市や社協、あらお防災人の会等を招いた防災勉強会 ②「避難誘導」のための避難訓練は毎年形を変えて実施
4	西原町1丁目～3丁目	近くにJR鹿児島本線や国道208号線が通っている。国道沿いには多くの店舗が立ち並んでおり、小学校や病院も地区周辺に位置している。 地区内には西原大神宮があり、毎年お祭りが開催されている。	大牟田の諏訪川が氾濫した場合0.5m～3.0m未満の浸水が考えられる	・大きな災害もなく、住民の関心が薄い ・避難場所の選定が難しい	①他団体との連携した防災活動 ②地区または役員連絡網を活用した安否確認訓練